

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 834 1331"><u>2025年8月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1837 1297 2080 1331"><u>2026年4月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)	
第2 機器のレンタル料 1 ピカラ光ねつとを契約者が利用する場合				第2 機器のレンタル料 1 ピカラ光ねつとを契約者が利用する場合					
区分	単位			料金額 [月額] (税込)	区分	単位			料金額 [月額] (税込)
1 無線LAN対応ルータ (ピカラ無線ルータ)	基本額	ピカラ光でんわを利用していない場合 (ピカラ光ねつとのみの利用)	1の機器ごと	600円 (税込660円)	1 無線LAN対応ルータ (ピカラ無線ルータ)	基本額	ピカラ光でんわを利用していない場合 (ピカラ光ねつとのみの利用)	1の機器ごと	600円 (税込660円)
備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 イ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。 ウ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 エ 当社は、当該機器の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 オ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。				備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 イ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。 ウ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 エ 当社は、当該機器の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 オ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。					
2 無線LAN中継機 (Wi-Fi中継機)	基本額		1の機器ごと	100円 (税込110円)	2 無線LAN中継機 (Wi-Fi中継機)	基本額		1の機器ごと	300円 (税込330円)
備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。 エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。				備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。 エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。					

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考 (変更理由)																														
<p>第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第7 発行料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1 料金請求書等の発行ごとに</td> <td>100 円 (税込 110 円)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書等発行料</td> <td>1 支払証明書等の発行ごとに</td> <td>300 円 (税込 330 円)</td> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">内容</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p>	区分	単位	料金額 (税込)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (税込 110 円)	支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円 (税込 330 円)	内容			ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。			<p>第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第7 発行料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1 料金請求書等の発行ごとに</td> <td><u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書等発行料</td> <td>1 支払証明書等の発行ごとに</td> <td><u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)</td> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">内容</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2026年4月1日から実施します。</p>	区分	単位	料金額 (税込)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	<u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)	支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	<u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)	内容			ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。			
区分	単位	料金額 (税込)																														
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (税込 110 円)																														
支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円 (税込 330 円)																														
内容																																
ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。																																
区分	単位	料金額 (税込)																														
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	<u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)																														
支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	<u>400</u> 円 (税込 <u>440</u> 円)																														
内容																																
ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。																																